特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和4年 R (2022年) 日 (木)

No. 15733 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[FAX] 03-3535-5347 [電話] 03-3535-3052

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆中国知財の最新動向 第33回 中国の標準必須特許紛争における「禁訴令」の最近の動向 (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (12)

中国知財の最新動向

中国の漂準必須特許紛争における「禁訴令」の最近の動向

BLJ法律事務所 誠1 弁護士 遠藤

I. はじめに

中国における「禁訴令」(英語では「Anti-suit Injunction」)とは、実質的に同一の紛争が複数の国 の裁判所に係属する並行訴訟において、一方当事者 による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止す るという差止命令をいう。

近時、欧米や中国等における標準必須特許 (Standard-Essential Patent: SEP) にかかる訴訟に

関し、A国の裁判所に「Anti-suit Injunction」が申し 立てられ、その後、B国の裁判所に「Anti-anti-suit Injunction」が申し立てられ、またA国の裁判所に 「Anti-anti-anti-suit Injunction」が申し立てられると いったように、申立ての応酬が際限なく繰り返され るという事態が発生している。

その中で、中国における「禁訴令」が注目されて いる。注目されている理由は、中国では、華為(ファー

